| | | H ¥ === |
|------------|--------------------------|-----------|
| 処 分 名 | 小児慢性特定疾病医療受給者証の再交付 | |
| 処分の概要 | 小児慢性特定疾病医療受給者証の再交付を行う。 | |
| 根 拠 法 令 名 | 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号) | |
| 条 項 | 第7条の23第1項 | |
| 所 管 課 | 健康づくり推進課 | |
| 経由機関での処理期間 | | なし |
| 所管課での処理期間 | | 1週間~10日 |
| 標準処理期間 | | 計 1週間~10日 |
| _ | | <u> </u> |

判断基準

児相福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第7条の23第2項、第3項を基準とする。

【根拠法令等】

児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)

第七条の二十三 都道府県は、医療受給者証を破り、汚し、又は失つた医療費支給認定保護者から、医療費支給認定の有効期間内において、医療受給者証の再交付の申請があつたときは、医療受給者証を交付しなければならない。

- ② 前項の申請をしようとする医療費支給認定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、都道府県に提出しなければならない。
- 一 当該申請をしようとする医療費支給認定保護者の氏名、居住地、連絡先及び当該申請に係る医療費支給 認定に係る小児慢性特定疾病児童等との続柄
- 二 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等の氏名、性別、居住地及び生年月日
- 三 申請の理由
- ③ 医療受給者証を破り、又は汚した場合の第一項の申請には、前項の申請書に、当該医療受給者証を添えなければならない。
- ④ 医療受給者証の再交付を受けた後、失つた医療受給者証を発見したときは、速やかにこれを都道府県に返還しなければならない

